

令和 7 年 3 月 28 日付け新潟県企業局管理規程第 3 号（新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程）

39 ページの「1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。」は「1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。」の、「5 前 3 項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、普通職員の例による。」は「5 前 3 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、普通職員の例による。」の誤り。